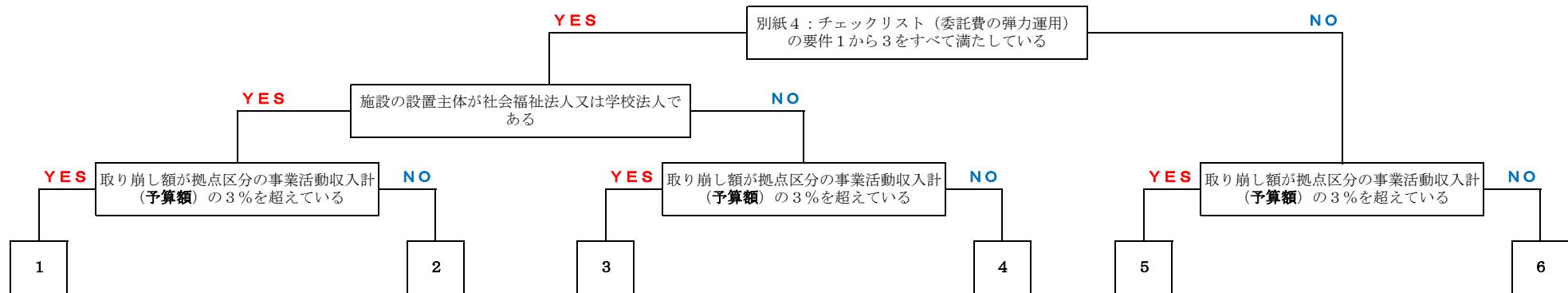


## 委託費の弾力運用に係る手続きフロー図（前期末支払資金残高の取り崩し）

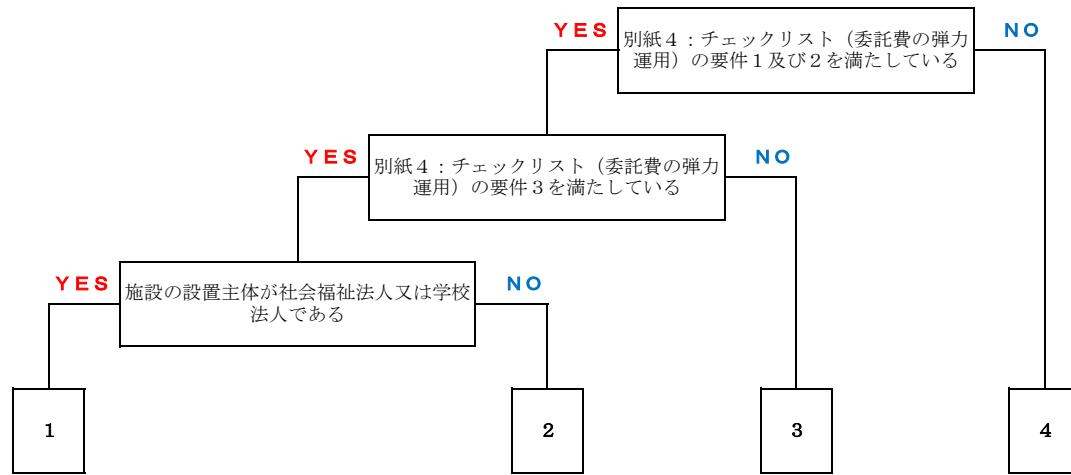


## ★ 事前協議及び使途範囲について

	使途範囲	県への事前協議
1	A、B、C、D、E	不要（理事会の承認が必要）
2	A、B C、D、E	不 要 不要（理事会の承認が必要）
3	A、B、C、D、E	必 要
4	A、B C、D、E	不 要 必 要
5	A、B	必 要
6	A、B	不 要

	使途範囲
A	その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費 ・人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填 ・建物の修繕、模様替え等 ・建物附属設備の更新 ・省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備 ・花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等 ・登所バス等の購入、修理等
B	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号通知）別表2に係る経費 ・保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 ・保育所等の土地又は建物の賃借料 ・以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出 ・保育所等を経営する事業に係る租税公課
C	当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
D	同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
E	同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費

## 委託費の弾力運用に係る手続きフロー図（積立資産の目的外使用）



各種積立資産	
I	人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）
II	修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）
III	備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）
IV	保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備の整備・修繕、環境の改善等に要する費用にかかる積立資産）
V	保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入にかかる費用、及び増改築に伴う土地取得にかかる費用にかかる積立資産）

## ★ 目的外使用が可能な積立資産、事前協議及び使途範囲について

	目的外使用が可能な積立資産	使途範囲	県への事前協議
1	I、V（IVを含む）	D	不要（理事会の承認が必要）
	II、III、IV	A、B、C	必要
2	I、V（IVを含む）	D	
	II、III、IV	A、B、C	
3	I、II、III、IV	A、B、C	必要
4	I、II、III	A、B	

使途範囲	
A	その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費 ・人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填 ・建物の修繕、模様替え等 ・建物附属設備の更新 ・省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備 ・花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等 ・登所バス等の購入、修理等
B	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号通知）別表2に係る経費 ・保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 ・保育所等の土地又は建物の賃借料 ・以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出 ・保育所等を経営する事業に係る租税公課
C	同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備
D	使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合